

審 査 基 準

令和元年12月26日作成

法 令 名：金属くず商及び金属くず行商に関する条例
根 拠 条 項：第3条
処 分 の 概 要：金属くず商の許可
原権者（委任先）：長野県公安委員会
法 令 の 定 め： 金属くず商及び金属くず行商に関する条例第4条第1項（許可の基準） 金属くず商及び金属くず行商に関する条例施行規則第2条（金属くず商の許可申請） 金属くず商及び金属くず行商に関する条例施行規則第3条（心身の故障により金属くず商の業務を適正に行うことができない者）
審 査 基 準： 金属くず商及び金属くず行商に関する条例第4条第1項各号の欠格要件に該当しないなど金属くず商及び金属くず行商に関する条例を遵守し、適正な営業を期待できるときに許可する。
標 準 処 理 期 間：42日
申 請 先：営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課、生活安全第二課 又は生活安全・刑事課
問 い 合 わ せ 先：長野県警察本部生活安全全部生活安全企画課許可事務担当室 （電話：026-233-0110）
備 考：